

令和6年度 新たな住民税非課税世帯等への給付金

7月1日(月)
お知らせ
発送

給付金の手続きと振り込みまでの流れ

令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯



右記の世帯は
対象外

- 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)および豊島区物価高騰対策臨時給付金(7万円)の対象世帯
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯

世帯の全員が、令和5年1月1日以前から
豊島区に住民登録されている場合



世帯の中に、令和5年1月2日から
令和6年6月3日までに
豊島区に転入した方がいる場合
(申請書)



世帯主が公金受取口座を 登録している場合 (支給予定通知書)

※令和6年6月中旬に区が公金受取口座情報を
確認できた方が対象です。

- 1 豊島区から給付対象と見込まれる世帯へ、給付内容などが記載された**支給予定通知書**が届きます。



- 2 記載内容に**誤りがない場合は申請不要**です。

※以下の場合は手続きが必要です。

- 振込口座を変更したい場合
- 給付金の受取を希望しない場合
- 受給要件に該当しない場合

手続き方法は支給予定通知書をご確認ください。

- 3 指定の口座に給付金が振り込まれます。
(7月下旬予定)



世帯主が公金受取口座を 登録していない場合 (確認書)

- 1 豊島区から給付対象と見込まれる世帯へ、**確認書**が届きます。

- 2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)〔必着〕**までに豊島区へ**確認書**を郵送または直接提出してください。

- 3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

※豊島区が確認書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど



- 1 豊島区から給付対象となる可能性がある世帯へ、**申請書**が届きます。

- 2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)〔必着〕**までに豊島区に**申請書**を郵送または直接提出してください。

- 3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

※豊島区が申請書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど
- 住民税課税(非課税)証明書(転入した方全員分)
令和5年1月2日～令和6年1月1日までに豊島区へ転入した方がいる場合
● 「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」の写し
令和6年1月2日～令和6年6月3日までに豊島区へ転入した方がいる場合
● 「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」の写し
● 「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」の写し

原則、口座振込
による支給です

金融機関で口座が作れないなどの理由により、口座での受け取りが困難な場合は現金で受け取ることもできます。※要予約